

2026年1月8日

投資家および関係各位

株式会社エコ革
代表取締役 伊藤 繁三

ダイヤモンド・オンライン掲載記事に関する当社声明

■2026年1月6日付でダイヤモンド・オンラインに掲載された記事

「【スクープ】東証スタンダード上場 UNBANKED で『13億円の金塊』消失！正体不明の“大株主”が関与か、巨額詐取事件に発展の可能性も」（以下「本記事」）

上記本記事において、当社エコ革および当社代表・伊藤繁三の名称が、「超有利発行を甘受するクラウドバンクの関係先」の一つとして名指しで言及されました。本記事は全体の構成上、当社および当社代表が、あたかも不正・不当な行為、あるいは反社会的な関与を疑われる事案に関連するかのような印象を読者に与え得る内容となっており、当社として、また当社代表個人としても、極めて遺憾です。ここに、当社の立場と事実関係を明確にし、厳重に抗議するとともに、誤解の解消を求めます。

1. 当社および当社代表の関与は一切ありません

当社は、本記事で問題視されている事項につき、以下を明確に申し上げます。

(1) 本記事公表直後に UNBANKED 社に事情を確認したところ、本記事中盤において「A社案件を UNBANKED に持ち込んだ『オーナー』とは何者か」という記述で用いられる「オーナー」は、2025年7月22日以降の主要株主となった株主（以下「新オーナー」といいます。）を指すものとして説明を受けております。本声明では、混同を避けるため、本記事において「オーナー」と称される主体を総称して「記事上の『オーナー』」といいます。

(2) 当社および当社代表は、記事上の『オーナー』に、形式的にも実質的にも一切該当しません。

(3) 当社代表が当該記事上の『オーナー』やその周辺者として関与した事実は一切ありません。また、当社代表は、「新オーナー」と対面や名刺交換をしたこともなく、電話やWEBを用いて会話をしたことございません。

(4) 当社は、本記事で取り上げられている「A社」および当該金地金取引、ならびに13億円相当の金塊未収事案と無関係です。

- (5) 当社内部の確認および取引記録からも、当該事案との接点は存在しません。
- (6) UNBANKED 社と当社（および当社代表）との間に、金地金取引は一切存在しません。
- (7) 売買、媒介、紹介、その他これに類する一切を含め、当社が金地金取引に関与した事実はありません。
- (8) 「ダイヤモンド編集部は 25 年末、UNBANKED に未収となった相手方などについて取材を申し込んだが、期日までに回答はなかった。」という記述があり、『相手方など』という曖昧な表現のため『など』に当社および当社代表が含まれているようにも読み取れますが、当社および当社代表に対してダイヤモンド社からの直接的な質疑・取材、又は UNBANKED 社を経由しての間接的な問合せがあった事実は一切ございません。

2. 第三者割当（新株予約権等）に関する当社の立場

本記事には、当社が UNBANKED 社の発行する新株予約権等の第三者割当の引受先であったかのように受け取られ得る記述が見受けられます。しかしながら、当該件は検討過程での打診にとどまり、当社としても当社代表個人としても、契約締結や引受実行に至った事実はありません。したがって、当社がいわゆる「有利発行」を受け、何らかの特別な利益を得たという推測は事実に反します。

また、有利発行に該当し得る条件設定の当否は、資金需要、市場環境、引受意向、手続の適正性等の客観的要素を踏まえて判断されるべきものであり、当社および当社代表が当該条件設定を誘導したり、第三者と連携して働きかけたりした事実は一切ありません。

3. UNBANKED 社からの確認とお詫びについて

本件に関し、UNBANKED 社から当社および当社代表に対し、当社が本記事の疑惑に一切関与しないこと、当社との金地金取引が存在しないこと、ならびに当社名・当社代表名の言及が誤解を招き得たことについての正式なお詫びと確認を内容とする書面を受領しております。

当社としては、こうした確認が示されたことを踏まえつつも、なお本記事の記載態様が当社の名誉・信用に与える影響は重大であり、誤解の払拭に向けた対応が不可欠であると考えています。

4. 当社の求める対応と今後について

当社はダイヤモンド社に対し、当社名および当社代表名の掲載が文脈上、誤解を誘発し得る態様となっている点について、訂正・削除その他の適切な措置を求めるため、現在顧問弁護士に相談しております。

当社又は当社代表に対する直接の照会・取材を行うことなく、当社の同意を得ないまま実名を記載し、結果として不正関与の印象を生じさせ得る記述は、報道機関として求められる慎重さ・公正さの観点から極めて遺憾です。また、クラウドバンク社と当社との間に事業取引があるという事実自体は、クラウドバンク社のファンド募集ページ上で公開されている情報ではございますが、同ページ上の募集の際の禁止事項に照らし、クラウドバンク社および当社に許諾を得ることなく本記事に掲載することは、当該禁止事項に抵触するおそれがあるものと認識しており、当社として強い遺憾の意を表します。

今後、当社および当社代表個人の名誉・信用等が不当に毀損される状態が解消されない場合には、当社および当社代表個人として、民事および刑事の両面から必要な法的措置を含め、然るべき対応を検討いたします。もっとも、当社としては、まずは正確な事実の共有と適切な訂正を通じて、ダイヤモンド社に対して謝罪を申し入れ、冷静に問題が解決されることを強く望んでおります。

本件により、株主、取引先、金融機関をはじめ関係者の皆様にご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社は引き続き、法令遵守と健全な企業活動を徹底し、透明性ある情報発信と誠実な対応に努めてまいります。

以上